

命 令 書

平成 13 年(不再)第 41 号

再 審 査 申 立 人 日本電信電話株式会社

平成 14 年(不再)第 56 号

再 審 査 被 申 立 人

平成 14 年(不再)第 56 号

再 審 査 申 立 人 大阪電気通信産業合同労働組合

平成 13 年(不再)第 41 号

再 審 査 被 申 立 人

上記当事者間の中労委平成 13 年(不再)第 41 号及び同 14 年(不再)第 56 号事件(初審大阪府労委平成 10 年(不)第 79 号、同平成 13 年(不)第 77 号事件)について、当委員会は、平成 18 年 2 月 15 日第 28 回第一部会において、部会長公益委員山口浩一郎、公益委員渡辺章、同林紀子、同廣見和夫出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

I 大阪府労委平成 10 年(不)第 79 号事件に係る初審命令主文第 1 項を次のとおり変更する。

日本電信電話株式会社が平成 11 年 7 月 1 日に持株会社に移行する前において、平成 10 年 7 月 1 日付け配転命令に至る電報事業の合理化問題に関し、全国電気通信労働組合(事業再編後は「NTT 労働組合」と名称変更。)と比較して、大阪電気通信産業合同労働組合に対する電報事業の合理化提案が遅れたこと、及び、提案以後事業再編に至るまでの間、他組合への情報提供と同様な取扱いをせず、説明・協議等団体交渉に誠実に対応しなかったことは、労働組合法第 7 条第 2 号及び第 3 号に該当する不当労働行為であることを確認する。

II 本件各再審査申立てを棄却する。

理 由

第 1 事案の概要

1 大阪府労委平成 10 年(不)第 79 号事件(中労委平成 13 年(不再)第 41 号事件)

(1) 平成 10 年 11 月 16 日、大阪電気通信産業合同労働組合(以下「組合」という。)は、①下記(2)の事業再編成がなされる以前の日本電信電話株式会社(以下「旧 NTT」という。)が、電報事業の合理化等の提案に関する団体交渉(以下「団交」という。)において全国電気通信労働組合(以下「全電通」という。なお、事業再編成後は NTT 労働組合と名称変更したので「NTT 労組」という。)と差別的取扱いを行ったこと、②同年 7 月 1 日付けで組合の組合員 18 名に対し配置転換(以下「配転」という。)を命じたことが不当労働行為であるとして、旧 NTT 及び同関西支社並びに同関西電報サービスセンタを被申立人とし、大阪府労働委員会(以下「大阪府労委」という。)に、①旧 NTT に対し、組合員 18 名に対する同 10 年 7 月 1 日付け配転命令の撤回及び原職復帰を、②旧 NTT に対し、団交における多数組合との提案内容、提案時期、団交開催時期の差別的取扱いの禁止及び多数組合との妥結内容の通知、説明に終始する不誠実な団交を改めての誠実団交応諾を、③同関西電報サービスセンタに対し、団交拒否の禁止を、④旧 NTT に対し、旧 NTT 本社及び同関西支社並びに同関西電報サービスセンタの正面玄関への①に関する謝罪文の掲示及び手交をそれぞれ求めて不当労働行為救済申立てを行った。

(2) 同 11 年 7 月 1 日、旧 NTT は、「日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律(平成 9 年法律第 98 号)」(以下「NTT 法改正法」という。)に基づき事業再編成を行い、事業会社である西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という。)、東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、これら 3 社を「NTT 事業 3 社」という。また、NTT 西日本及び NTT 東日本を「東西地域会社」又は「NTT 東西」という場合があり、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を「長距離会社」という場合がある。)に営業を譲渡し、いわゆる純粋持株会社(以下「持株会社」という。)である日本電信電話株式会社(以下「NTT」という。)が発足した(以下、旧 NTT から NTT 事業 3 社への営業譲渡及び NTT の発足を「再編成」という。)

(3) 同年 12 月 2 日の大阪府労委の第 4 回調査において、組合は、上記(2)の再編成を受けて、同日付け書面を提出して、旧 NTT 関西支社及び同関西電報サービスセンタに対する申立てを取下げるとともに、被申立人として NTT 西日本を当事者として追加する旨申立てた。

大阪府労委は、同日、旧 NTT 関西支社及び同関西電報サービスセンタに対する申立ての取下げを確認した。

そして、大阪府労委は、NTT 西日本に対する当事者追加申立てについては、

組合から改めて当事者追加申立書(同月 24 日付)を提出させ、同 12 年 2 月 18 日に、NTT 及び NTT 西日本から意見聴取を行った上、労使参与委員の意見も踏まえて、同年 4 月 14 日の第 6 回調査において、NTT 西日本を当事者として追加する旨決定したことを労使双方に伝達した。これを受けて、組合は、同年 5 月 19 日の第 7 回調査において、同日付け書面を提出して、請求する救済内容を変更した。

その結果、当該事件の請求する救済の内容は、①NTT に対し、組合員 18 名の同 10 年 7 月 1 日付け配転命令の撤回、②NTT 西日本に対し、上記①の配転命令を受けた組合員の原職の業務内容、就業場所に最も近い職場への復帰、③NTT 及び NTT 西日本に対し、団交における提案内容、提案時期、団交開催時期の多数組合との差別的取扱いの禁止、④NTT 及び NTT 西日本に対し、多数組合との妥結内容の通知、説明に終始する不誠実な団交態度を改めての誠実団交応諾、⑤NTT 及び NTT 西日本に対し、団交拒否の禁止、⑥NTT に対し、上記①に関する謝罪文の手交及び掲示となった。

一方 NTT は、同 12 年 5 月 19 日付け書面を提出して、①NTT 西日本が名宛人となることに同意する、②NTT 西日本は NTT(旧 NTT)の従前の主張・立証を全て援用する旨述べた。

- (4) 同 13 年 8 月 10 日、大阪府労委は命令書(平成 10 年(不)第 79 号事件)を交付し、NTT 及び NTT 西日本に対して、①旧 NTT は、再編成により実質的には持株会社として事業会社に対する必要な助言、あつせんその他の援助等の機能を有する NTT と、雇用関係や労使関係を引き継いだ NTT 事業 3 社の 4 社に分割されたとみるのが相当であり、旧 NTT の不当労働行為責任は NTT 及び NTT 西日本が引き継いだものである、②旧 NTT の組合への電報事業の合理化提案の時期が合理的理由なく全電通と比して遅れ、提案後も組合員の同 10 年 7 月 1 日付け配転に関し形式的な不誠実な団交を行ったことは労働組合法第 7 条第 2 号及び第 3 号の不当労働行為に該当する、③ただし、上記配転自体は不当労働行為に該当しないと判断し、NTT 及び NTT 西日本に文書交付(上記②に関して)のみを命じ、その余の申立ては棄却した。

- (5) 同 13 年 8 月 21 日、組合は、同日付け文書で大阪府労委命令を議題とする団交を NTT に申し入れた(以下「本件団交申入れ」という。)が、NTT は下記(6)のとおり再審査申立てを行い、これに応じなかった。

なお、組合は同様の議題で NTT 西日本にも団交を申し入れたが、両者間では同月 22 日に団交が開催された。

- (6) 同年 8 月 23 日、NTT 及び NTT 西日本は、大阪府労委命令を不服として当委員

会に再審査の申立てを行うとともに、組合に対し、同日付け文書で、①再審査申立てを行ったこと、②組合の団交申入れに応じる考えはないことを通知し、同文書は同日郵送されて同月 29 日に組合に到達した。

ちなみに、組合は、大阪府労委命令が棄却した①同 10 年 7 月 1 日付け配転命令の撤回及び原職の業務内容、就業場所に最も近い職場への復帰、及び、主文(文書交付)の救済をもって足りると判断した②団交に関する他組合との差別的取扱いの禁止、③誠実団交応諾、④団交拒否の禁止について再審査申立てを行わなかった。

(7) 同 15 年 3 月 31 日に開催した当委員会の第 6 回調査において、NTT 西日本は、期日間に組合と和解が成立したとして同日付け取下書を提出し、再審査申立てを取り下げた。

2 大阪府労委平成 13 年(不)第 77 号事件(中労委平成 14 年(不再)第 56 号事件)

(1) 平成 13 年 11 月 16 日、組合は、NTT が本件団交申入れ(上記 1(5))に応じないことが不当労働行為であるとして、NTT を相手方とし、大阪府労委に、①大阪府労委平成 10 年(不)第 79 号事件命令を議題とする団交応諾、②謝罪文の掲示(上記①に関して)を求めて不当労働行為救済申立てを行った。

(2) 同 14 年 11 月 11 日、大阪府労委は命令書(平成 13 年(不)第 77 号事件)を交付し、①NTT が、雇用主である NTT 西日本と連名で労働条件に影響を及ぼしうる経営計画を作成したことのみをもって NTT 西日本従業員の労働条件を決定し得る地位にあるとみなすことはできないが、旧 NTT から引き継いだ大阪府労委平成 10 年(不)第 79 号事件の不当労働行為責任に関して誓約文の手交義務を負う立場にある、②NTT は上記不当労働行為責任を再編成によって引き継ぎ誓約文の手交を命じられたにとどまることを併せ考慮すれば、NTT が当該団交に応じないとしても不当労働行為に該当するとまではいえないと判断し、申立てを棄却した。

(3) 同月 19 日、組合は、大阪府労委命令を不服として当委員会に再審査の申立てを行った。

3 両事件の併合について

平成 15 年 7 月 25 日、当委員会は、中労委平成 13 年(不再)第 41 号事件の第 7 回調査において、同事件と中労委平成 14 年(不再)第 56 号事件との審査を併合した。

なお、NTT は、同年 10 月 14 日の第 1 回審問において、NTT 西日本の初審及び再審査における主張・立証を援用した。

第 2 当事者の主張の要旨

1 平成 13 年(不再)第 41 号事件について

(1) NTT(再審査申立人)の主張

ア 旧 NTT の組合に対する団交態度

旧 NTT の電報事業の合理化提案に関する団交について、旧 NTT は、組合に対し、他の労働組合とほぼ同時期に電報事業の合理化提案を行い、その後の団交においても誠実に対応しており、これを不当労働行為に該当するとした初審判断は誤りである。

イ NTT への不当労働行為責任の帰属

① 組合の組合員は、再編成に伴い旧 NTT から事業譲渡を受けて新たに雇用主となった NTT 西日本に転籍し、その時点で NTT との雇用関係は消滅するとともに、NTT 西日本が従前の労働条件のまま雇用を承継するに至っている。その結果、組合員の労働条件は NTT 西日本が決するところとなり、以後、組合も NTT 西日本を雇用主と認めて団交を行っている。このように、NTT 西日本が形式的にも実質的にも雇用主としての権利を行使し義務を果たしている以上、NTT が団交の当事者となる理由はない。

② 旧 NTT の再編成前の労使紛争に関する不当労働行為法上の使用者としての責任については、事業譲渡により労働者の雇用関係をはじめ、物的・人的設備が全て NTT 西日本に移転し、賃金その他の労働条件もそのまま NTT 西日本に承継され、労働組合との団交も旧 NTT に代わって NTT 西日本が従前と変わりなく行っていることからみれば、個別的労使関係のみならず集団的労使関係も NTT 西日本に承継されたとみるべきである。労使紛争の解決責任のみが NTT に残されるという理由はない。その解決責任を含めて事業を継続する NTT 西日本に承継されたとみるべきである。

ウ 救済利益の存否等

① 不当労働行為救済制度は、将来の労使関係の修復を目的としたもので、使用者でない第三者や使用者でなくなった第三者に対してなされても殆ど無意味であるから、初審命令(大阪府労委平成 10 年(不)第 79 号事件)が、雇用関係がなく、将来も労使関係に立たない NTT に謝罪文の手交を命じたことは、制度の趣旨を取り違え、懲罰として誓約を強制するもので誤りである。

② 仮に NTT に何らかの法的責任が認められるとしても、雇用主である NTT 西日本の後見的役割を担うに過ぎないところ、NTT 西日本と組合は本件を和解によって終了させ、本件労使紛争は解決したから、NTT に対する本件申立てはもはや救済の利益は失われたというべきである。

(2) 組合(再審査被申立人)の主張

ア 旧 NTT の組合に対する団交態度

旧 NTT は、多数労組である全電通(NTT 労組)との妥結を最優先し、その妥結内容を他労組に押しつけることを繰り返しており、先に組合と妥結することや全電通(NTT 労組)と異なる内容で組合と妥結することは絶対にありえず、また、そうしない方針をとっているため、提案時期を遅らせ、交渉態度も不誠実である。よって、旧 NTT の団交態度を不当労働行為と認定した初審判断は正当である。

イ NTT への不当労働行為責任の帰属

NTT は、組合員らとの間で労使関係はないと主張するが、NTT 事業 3 社は、旧 NTT から電気通信事業を引き継ぐとともに、その運営のため組合員を含む旧 NTT 従業員との雇用関係や労使関係を引き継いでいるのであり、それに伴い旧 NTT の電気通信事業の運営に係る不当労働行為の法的責任をも同時に引き継いでいるとみることができる。したがって、再編成前に旧 NTT が行なった不当労働行為責任は、NTT 事業 3 社及び持株会社として存続している NTT の 4 社が引き継いだものである。

ウ 救済利益の存否等

NTT は、労使関係の存在しない会社に救済命令を発することは無意味というが、NTT が持株会社として NTT 西日本を含む NTT 事業グループに実質的影響力を及ぼしているのは周知の事実であり、将来の不当労働行為を防止する為にも NTT に対する文書交付命令は不可欠であり、制度の本旨にかなうことである。

2 平成 14 年(不再)第 56 号事件について

(1) 組合(再審査申立人)の主張

ア 本件団交における NTT の当事者適格

① 団交の当事者は「雇用主」に限られるわけではなく、労働条件に影響を及ぼしうるものは団交応諾義務を負うものであり、子会社の従業員の労働関係上の諸利益に直接的な影響力、支配力を及ぼすことができる地位にある親会社は、不当労働行為制度上の使用者であるから、親会社は子会社の従業員が加入する労働組合との団交に応じなければならない。

② 本件についてみるに、持株会社である NTT は、NTT 西日本の労働者の労働条件を支配、決定している。このことは、再審査の審問における組合 X1 委員長の次の証言にあるとおりである。すなわち、NTT と NTT 西日本の関係は、それぞれ独立した法人格であるが、持株会社である NTT が決定した

基本的なことについての方向性、決定を、NTT 事業 3 社が押し進めて細部にわたって実行するものであり、NTT が NTT 西日本の労働者の労働条件を支配決定しているのである。

イ 本件団交における団体交渉事項

初審命令は、組合の「大阪府地方労働委員会平成 10 年(不)第 79 号事件の地労委命令に関する件」を議題とする団交申入れに対し、「組合は、労使の話し合いにより、早期解決を図るものであると説明するにとどまり、協議内容について具体的な提案を示したと認めるに足る疎明はない」として、NTT がこれに応じないとしても不当労働行為に該当するとまではいえないと判断する。

しかし、組合の団交要求は、①大阪府労委平成 10 年(不)第 79 号事件命令の履行にとどまらず、②労使の信頼関係の早期回復、及び、③労使間の和解についても交渉事項として団交を申入れていたものであり、初審の内容と重複せず、且つ、具体的な提案を伴っていたことは明らかである。

(2) NTT(再審査被申立人)の主張

ア 本件団交における NTT の当事者適格

労組法 7 条は、「使用者が雇用する労働者の代表者と団交することを正当な理由がなくて拒むこと」を不当労働行為としているところ、平成 11 年 7 月 1 日付けをもって組合員は NTT 西日本に転籍し、その時点で NTT との雇用関係は終了しており、本件申立て当時 NTT には組合員は存在しない。従って、雇用する労働者のいない組合との間で雇用関係にない組合員の労働条件に関する団交に NTT が応ずべき理由はない。しかも、組合は事業譲渡を受けて新たに組合員の雇用主となった NTT 西日本との間で賃金その他の労働条件に関して団交を行っているから、形式的にも実質的にも NTT 西日本が雇用主である。NTT 西日本が雇用主としての自己決定権を持たないならともかく、雇用主として何ら欠けるところはない以上、雇用主でない NTT に団交を求めることは全くの筋違いという外ない。

イ 本件団交における団体交渉事項

本件の団交事項は、「NTT に謝罪文の手交を命じた初審命令(大阪府労委平成 10 年(不)第 79 号事件)の履行」に関するものであるところ、NTT は、雇用関係のなくなった組合員の処遇に関して NTT にも当事者適格ありとした初審命令を不服として再審査申立てを行い、団交申入れ当時は既に係属中であったから、団交応諾義務ありとなれば再審査申立権が実質的に無意味となること、当該初審命令では、持株会社たる NTT の団交応諾義務が認められたわけではなく、NTT は団交義務そのものを争っているから、その決着は中労委の

判断を待つのでなければ、中労委命令が確定するまで団交拒否の申立てが継続し、団交拒否の不当労働行為の名のもとに未だ確定しない命令の履行を強制されるという理不尽な結果となることから、NTT が団交に応じないことには正当な理由があり、本件初審命令は正当である。

第3 当委員会の認定した事実

1 当事者等

(1) NTT は、日本電信電話公社を前身とし、昭和 60 年 4 月 1 日に日本電信電話株式会社法に基づき民営化されて株式会社となった後、国内電気通信事業を主たる業務としていたが、平成 11 年 7 月 1 日に施行された NTT 法改正法に基づく再編成により、同日に持株会社となったもので、肩書地に本社を置き、その従業員数は本件審問終結時約 3,300 名である(以下、前述のとおり、再編成前を「旧 NTT」、再編成後を「NTT」という。)

(2) NTT 西日本は、NTT 法改正法の規定に基づき、平成 11 年 7 月 1 日に設立された株式会社で、肩書地に本社を置き、西日本地域における地域電気通信事業を主たる業としており、その従業員数は本件審問終結時約 14,000 名である。なお、NTT 西日本の全株式は NTT が保有している。

(3) 組合は、肩書地に事務所を置き、再編成前の昭和 60 年 12 月 8 日に結成された労働組合であり、本件審問終結時現在、NTT 西日本及びその関連会社の従業員によって組織されており、その組合員数は約 50 名である。

なお、再編成前の旧 NTT においては、組合員数は約 45 名であり、関西電報サービスセンターの中で、組合の組合員が在籍するのは電報受付部門だけであった。

(4) 旧 NTT には、組合のほかに全電通その他の複数の労働組合が存在したが、全電通は約 20 万人の組合員を有し、再編成の前後の時期を通じて、組織率は 99% を超えていた。

なお、全電通は、旧 NTT が NTT 法改正法に基づき再編成されたのを契機に NTT 労組に名称変更した。

2 電報事業の合理化をめぐる旧 NTT における労使関係等

(1) 平成 8 年 9 月 6 日、旧 NTT は全電通に対し、団交において、電報受付業務の関連会社への完全委託、旧 NTT 従業員の関連会社への出向等に関し 15 頁にわたる文書を提示して提案(以下「当初合理化提案」という。)し、両者は同月 17 日の団交での一部合意を経て、同 9 年 2 月 12 日の団交でこれに合意して覚書を締結した。

一方、旧 NTT は、同 9 年 1 月 30 日に至って、組合との団交(以下、旧 NTT と組合との団交を「本集団交」という。)において、組合に対し電報受付部門の関

連会社への完全委託について、実施時期を記した1枚の文書を手交して口頭で提案し、同10年2月12日の旧NTT関西支社との団交(以下、旧NTT関西支社と組合との団交を「支社団交」といい、同日の団交を「10.2.12支社団交」という。)において文書(以下「正式文書合理化案」という。)を手交して正式提案した。これに対して組合は、当該団交において、①電報事業の赤字は改善したので合理化には合理性がないこと、②組合員がいない着信管理部門では配転希望者のみを事前研修の対象としており不公平な扱いがあること等を追及し、旧NTTは検討すると述べた。さらに、組合は、同年2月20日、後記(3)のとおり春闘要求書を提出して完全委託の撤回を求めた。

旧NTTは、上記正式提案までの間において、電報部門の合理化に関し、平成8年9月11日に記者会見を行って報道資料を発表し、組合が同月12日及び25日に旧NTTに同資料の提示と本社団交の開催を文書で要求したのに対し、同年10月11日に開催された本社団交において同資料を手交し、また、同年12月27日に開催された本社団交において3頁の文書を手交した。このほか、組合に対し、全電通との団交において使用した文書の一部を情報提供として交付した(同8年9月17日、同9年2月14日、同年9月17日、同年11月5日、及び同月27日)。これらの文書(以下「8.9.17会社資料」、「9.2.14会社資料」、「9.9.17文書」、「9.11.5文書」、「9.11.27文書」という。)のうちには、全電通からの質問に対する旧NTTの回答文書が含まれていた。

これに対し、組合は、平成8年9月17日、より詳細な資料提供を求めたが、旧NTTは、現時点の資料はこれしかないと述べた。

この頃、旧NTTは、電報事業を担当する電報事業本部に下部組織として関西電報サービスセンタを置いており、同センタは、着信管理部門、販売部門、電報受付部門などに分かれており、このうち、組合員が在籍するのは電報受付部門だけであった。また、旧NTTの関西支社には、関西地域の通信事業を担当する関西地域通信事業本部があり、その下部組織として北大阪支店、南大阪支店等があった。

- (2) 平成9年12月10日、旧NTTは、関西電報サービスセンタの従業員に対し、「電報事業の今後の展開について」と題した文書を提示し、配置転換(以下「配転」という。)前の事前研修等について説明した。これに関して、組合は、組合への事前研修等についての正式提案を経ず、組合員に説明したことに対して文書で抗議した。
- (3) 平成10年2月20日、組合は、旧NTTに対し、春闘要求書(①本人及び組合の同意なく出向、強制配転を行わないこと、②電報受付の全面委託化方針を白紙

撤回し、電報事業に携わる労働者に現在の職場を保証すること、③出向先で労働条件の切り下げが起こらないよう出向元として当該会社の労働条件に留意すること、④すべての労働組合に対して同時期に同一内容の提案を行うこと等を提出した。

(4) 平成10年3月3日、支社団交(以下「10.3.3支社団交」という。)が行われ、団交の席上、旧NTTは、組合に対し、前記(3)の春闘要求書に対する回答書を提出し、①社員の配転等は、業務上の必要性、本人の適性、経験、希望等を総合的に勘案し、旧NTTの責任において実施している、②業務運営上必要な施策等は、旧NTTの責任において対処しており、施策の実施に伴い、貴組合員に具体的な労働条件上の問題が生じれば、団交で議論していく、③業務運営上必要な措置等については、旧NTTの責任で対処しているが、他社の労働条件等について論議する考えはないとの見解を表明した。

(5) 平成10年3月26日、配転の人数が記載された資料が全電通から組合員の職場に配られたため、組合が、旧NTT関西支社に対し同様の資料を組合にも出すように電話で抗議したところ、旧NTTは組合に対し、配転人員数等が記載された資料(以下「10.3.26人員流動イメージ」という。)をファクシミリにより送付した。この10.3.26人員流動イメージには、関西電報サービスセンタに所属する325名中227名がそのまま電報部門である同センタにとどまり、残る98名が大阪東支店、淀川支店、北大阪支店など電報部門以外の部門に配転される予定であることが記載されていた。

これに対し、組合は、同年5月29日付け文書及び同年6月9日付け文書で旧NTT関西電報サービスセンタに対して団交を申し入れるとともに、同年6月5日付け文書で旧NTT関西支社に対し、3月3日以降団交が開催されず、団交での協議がなされないままに計画を強行するのは不当労働行為である旨抗議するとともに、電報受付全面委託の白紙撤回及び組合員の強制配転を行わないことを要求した。

(6) 平成10年6月17日、旧NTT関西支社は組合に対し、配転日程は、同月19日事前通知、同月23日内命、同月24日発令、同年7月1日任命とすることを文書(以下「10.6.17スケジュール」という。)で通知した。同年6月18日、旧NTTは、組合に対し、組合員の配転の事前通知を行いたい旨申し入れたが、組合は、強制配転を前提とした事前通知は受けるわけにいかないとし、強制配転しないよう再度申し入れた。

(7) 平成10年6月19日、旧NTTは関西電報サービスセンタの従業員に対し、配転の事前通知を行った。関西電報サービスセンタの組合員のうち12名には、同

センタの販売部勤務が通知され、他の組合員 4 名には北大阪支店等の支店での勤務が通知された。

これに対して、組合は、同月 22 日付け文書で、電報受付全面委託化計画及び強制配転等を議題とする団交を旧 NTT 関西電報サービスセンタに申し入れたが、同センタは同月 23 日、団交には応じられない旨回答した。なお、従来旧 NTT は、本団交及び支社団交以外の団交には応じていなかった。

同月 24 日、旧 NTT は、同日付辞令書(以下「辞令書」という。)を交付し、事前通知どおりの配転を発令した。これに対して、組合は、同日付け文書で、電報受付全面委託化計画及び強制配転等を議題とする団交を旧 NTT 関西支社及び同関西電報サービスセンタにそれぞれ申し入れたところ、同関西支社からは同月 25 日、団交に応じる旨回答があった。

同月 25 日の支社団交において、組合が、①電報受付部門と着信管理部門との扱いの差、②電報業務全面委託の必要性、③配転対象者の人選の合理性、④全電通とは苦情処理制度があるが、それが無い組合にはどのような保障をするのか等を質したところ、旧 NTT は、①については答えず、②については、電報の通数増がキーポイントである旨、③については、通勤時間と各支店の要望(人数のみ)を主として考慮しているが、人事に関しては答えられない旨、④については、団交で置きかえる旨を述べた。

- (8) 平成 10 年 6 月 26 日、支社団交(以下「10.6.26 支社団交」という。)において、組合が辞令書により発令した配転の撤回を求めたところ、旧 NTT は、既に辞令の発令は終わっているため撤回できない、辞令の発令前なら撤回できたと述べた。

これに対して、組合は、同月 29 日の支社団交で、人選基準や業務の必要性等を質したが、旧 NTT は答えなかったため、組合は重ねて、同月 30 日の支社団交でも、人選基準や業務の必要性等を質したが、旧 NTT は答えなかった。そこで、関西電報サービスセンタの組合員らは、同センタに、電報受付の全面委託化及びそれに伴う強制配転には同意できず、原職復帰を強く求めるが、異議を留めて配転には従う旨の要求書を提出した。

- (9) 平成 10 年 7 月 1 日、配転が発令された組合員は、それぞれの転勤先に赴任した。なお、電報サービスセンタから同センタ以外に配転になった者は 90 数名であったが、その所属組合は、全電通、組合及びその他の組合であり、全電通に所属する者が最も多く、次いで組合は 6 名、その他の労働組合が 1 名であった。
- (10) 平成 10 年 11 月 16 日、組合は、旧 NTT、同関西支社及び同関西電報サービスセンタを被申立人として、電報事業の合理化提案に関する団交での対応及び

同年7月1日付け配転が不当労働行為に該当するとして、①同配転の撤回及び原職復帰、②団交における多数組合(全電通)との提案内容、提案時期、団交開催時期の差別的取扱いの禁止、③多数組合(全電通)との妥結内容の通知、説明に終始する不誠実な団交を改めての誠実団交応諾、④関西電報サービスセンタの団交拒否の禁止、⑤謝罪文の掲示及び手交を求めて、大阪府労委に平成10年(不)第79号事件を申し立てた。

- (11) 平成11年12月2日の大阪府労委の第4回調査において、組合は同日付書面を提出し、後記3(1)及び(2)の再編成を受けて、旧NTT関西支社及び同関西電報サービスセンタに対する申立てを取下げるとともに、被申立人としてNTT西日本を当事者追加する旨申し立てた。

大阪府労委は、同日、旧NTT関西支社及び同関西電報サービスセンタに対する申立ての取下げを確認し、NTT西日本に対する当事者追加については、組合から改めて同月24日付けで当事者追加申立書を提出させ、NTT及びNTT西日本から同12年2月18日に意見聴取を行った上、労使参与委員の意見も踏まえて、同年4月14日の第6回調査において、公益委員会議でNTT西日本の当事者追加を決定した旨を労使双方に伝達した。

これを受けて、組合は、同年5月19日の第7回調査において、同日付け書面を提出し、請求する救済内容を前記第1の1(3)のとおり変更した。

一方、NTT西日本は、第7回調査において、同日付け「上申書」を提出し、①NTT西日本が名宛人となることに同意する、②NTT西日本はNTT(旧NTT)の従前の主張・立証を全て援用する旨述べた。

なお、組合は、平成11年12月2日付け書面で、当事者追加申立ての趣旨として、旧NTTは「実施計画」(後記3(1))の認可を受けてNTT西日本に営業譲渡契約し、組合員はNTT西日本に雇用されるに至ったものであるから、組合は組合員の労働条件等について雇用主であるNTT西日本と団交を行う必要があり、不当労働行為の再発を防止するためにはNTT西日本を救済命令の名宛人にしなければ実効性がないので、現在の審査手続きにNTT西日本を追加的に被申立人として引き込むべきである等主張した。

一方、NTTは、同日付「意見書」で、次のように主張し、被申立人はあくまでもNTTであるとしてNTT西日本の当事者追加に反対した。すなわち、①労働委員会による不当労働行為の救済命令は準司法的機能を有するもののあくまでも行政処分には属するものであるから、当該処分を受ける対象者は行為者自身であるところ、旧NTTが再編成によって消滅したのならともかく、現に持株会社であるNTTとして存続しているものであるから、審査の対象者すなわち被申立

人はあくまでも NTT である、②当該行為が行なわれた当時 NTT 西日本は未だ存在していなかったのであるから、会社設立以前の問題につき行為者でもないのに行政上の責任を問われる無理な解釈が成立する余地はない等主張した。

また、NTT 西日本は、同 12 年 2 月 18 日付け「答弁書」では、次のように主張していた。すなわち、①全く関与していない会社設立以前の事件につき不当労働行為責任を云々されるいわれはない、②事件当時の当事者である旧 NTT は消滅せずに NTT として法人格を持って存続し、組合自身も当事者適格を認めているから、組合の主張は「二重の当事者概念」を認めるか「当事者概念の分裂」を認めるもので自己矛盾という外なく理由がない、③旧 NTT と NTT 西日本との「営業譲渡契約」（後記 3(1)）によれば、不当労働行為救済申立事件は営業譲渡の対象から外され、NTT 西日本は承継していないから、旧 NTT の不当労働行為の有無に立ち入るまでもなく、NTT 西日本は当事者適格を欠く。すなわち、NTT 法改正法附則第 3 条に基づき郵政大臣が定めた「基本方針」（後記 3(1)）の「四 承継会社に承継させる資産、債務並びにその他の権利及び義務に関する基本的事項」では(八)として「会社の権利及び義務のうち、資産又は債務に属さないものについては、各承継会社が会社から事業の引継ぎ又は資産若しくは債務の承継に伴い承継することが適当と認められるものを当該各承継会社に承継させる」とし、承継の基本原則を「承継することが適当と認められるもの」に限定していることから、最終的には同附則第 4 条に定める「実施計画」（後記 3(1)）の認可によって行政当局が承継の妥当性を判断することとなる。要するに、実施計画に記載されなかったものは承継することが適当と認められなかったということであるところ、訴訟等は権利・義務の存否が裁判の結果を待たなければ確定しない側面があることから、実施計画の「その他承継会社への事業の適正かつ円滑な引継ぎに関する事項」に分類されて全ての訴訟案件が記載されているが、本件を含め労働委員会に係属中の不当労働行為救済申立事件は、承継することが適当と認められなかった結果、営業譲渡の対象とされなかったものである等主張した。

3 旧 NTT の再編成と大阪府労委平成 10 年(不)第 79 号事件命令書交付(平成 13 年 8 月 10 日)までの労使関係

- (1) 平成 11 年 5 月 10 日、旧 NTT は、郵政省に対し、NTT 法改正法の附則第 3 条及び同第 4 条の規定に基づいて、郵政大臣が定めた「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針(平成 9 年 12 月 19 日郵政省告示第 664 号)」（以下「基本方針」という。）に従い、「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画に関する

省令(平成9年12月19日郵政省令第90号)」に基づき、NTT事業3社ごとに「事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画」を作成したが、NTT西日本に関しては、「西日本電信電話株式会社への日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画」(以下「実施計画」という。)を作成して認可申請を行い、同月21日、郵政大臣の認可を受けた。この実施計画の中で、①旧NTTが営んでいる国内電気通信業務のうち西日本地域の業務及び設備等をNTT西日本が引き継ぐこと、②引き継がせる時期、引き継がせる電気通信業務の種類及び範囲等、③「6 その他西会社への事業の適正かつ円滑な引き継ぎに関する事項」の「(4)その他会社の事業の円滑かつ適正な引き継ぎを図るために必要な事項及びその他の事項に対する具体的措置」として、「西会社は、別紙2-21に掲げる訴訟については、その目的になっている権利又は義務を承継するとともに、訴訟上の所定の手続きを行うものとする」等と規定されていた。なお、別紙2-21には、本件申立てを含め不当労働行為事件は掲げられていなかった。

他方、NTT法改正法の附則第8条第2項には、「会社は、当分の間、会社がこの法律の施行の際現に営んでいる業務であって、承継会社に引き継がれるものとして承継計画に定められたもの以外のもの(略)を引き続き営むことができる」と規定されていた。

同月28日、旧NTTは認可を受けて、NTT事業3社との間で「営業譲渡契約書」を交わして営業を譲渡する契約を締結(以下「営業譲渡契約」という。)した。

- (2) 平成11年7月1日、旧NTTは、NTT法改正法に基づき、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(以下「独禁法」という。)の平成9年6月改正法(平成9年法律第87号)第9条第3項(現行法では第9条第5項第1号)により規定された持株会社(国内子会社の株式の取得価額の合計額の会社の総資産の額に対する割合が50%を超える会社。ただし、事業支配力が過度に集中するものを除く。)のうち、自らは事業は行わず、他社の株式を保有し支配することにより自らの利益を享受することを主な目的とする持株会社として存続することとなったNTTと、地域電気通信業務を営業譲渡され新たに設立されたNTT西日本及びNTT東日本並びに長距離電気通信業務を営業譲渡され新たに設立されたNTTコミュニケーションズのNTT事業3社に再編成され、旧NTTの従業員の大半はNTT事業3社に本人同意のもと転籍し、組合の組合員で旧NTTの従業員であった者は本人の個別の同意のもと全員NTT西日本の従業員となった。

また、再編成により、旧NTTの設備、資産、債権、債務等は、持株会社として存続するNTTに関するもの(研究所含む)を除き、NTT事業3社に承継された。

これに伴い、旧 NTT 関西支社の支社長は NTT 西日本の社長に就任し、関西電報サービスセンタの所長は NTT 西日本の関西電報支店長に就任した。

なお、NTT は、「NTT 西日本及び NTT 東日本の発行株式の総数を保有し、東西地域会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保及びその基盤となる技術研究」を目的とし、「①東西地域会社の発行株式の引受け・保有及び株主としての権利行使、②東西地域会社に対する必要な助言、あつせんその他の援助、③電気通信技術に関する研究、④①乃至③の付帯業務」の業務、及び、目的達成に必要な業務を営むもの(定款第 2 条)である。

因みに、NTT の取締役中 2 名は、各々 1 名が東西地域会社の取締役を兼任している

- (3) 平成 13 年 3 月 14 日及び同月 15 日に、NTT 及び NTT 事業 3 社並びに NTT グループ各社と NTT 労組中央本部 (NTT 事業 3 社及び NTT グループ各社の企業別組合本部並びに NTT 持株支部で構成) との団体交渉 (以下「中央交渉」という。) が開催された。

NTT は、中央交渉に先立ち、NTT 労組に対し、書面で「持株会社の見解 (同年 3 月 9 日付け)」を表明し、同見解において、「雇用問題を発生させないことが経営責任の最たるものであり、取り得る施策の全てに雇用確保を優先させること」との組合主張に対し、「雇用確保の基本姿勢について」において、「東西地域会社を含めたグループ各社の事業基盤を確立するため、…東西地域会社及びその業務を受託する経営資源活用会社等において、一切の聖域を設けることなく更なる経営改善施策に取り組むこととし、これらの取り組みを通じて、グループトータルとして雇用の確保に最大限努めていく考えである」と述べ、また、「グループ内人員再配置について」として、「持株会社である NTT としては、グループ内人員再配置が、東西地域会社の経営基盤の確立、グループトータルとしての経営資源の最適配置及び雇用確保にとって不可欠であるとの認識のもと、リーダーシップを発揮し、中期事業計画における 4,300 名規模の人員再配置の着実な実施に努めるとともに、更なる推進に向け、必要な調整を行っていく考えである」との見解を、さらに、「当面の賃金の統一的対処の考え方について」として、「持株会社である NTT としては、グループ一丸となって更なる経営改善施策に取り組んでいくにあたり、会社間の円滑な人員再配置を促進していくために、これらの施策を実施している間は基本給及び退職手当に反映する賃金など基本的賃金については、主要 8 社間で統一的に対処することが望ましいと考えており、…持株会社として必要な調整を図っていく考えである」との見解を表明した。

そして、同月 14 日に開催された NTT 労組との中央交渉において、NTT は、「1. 雇用維持については、本人の意思に反した解雇は行わない、2. 東西会社をはじめとした厳しい環境のなかで雇用を維持・確保していくには、人件費にまで踏み込んだコスト構造の見直しが必要であり、…アウトソーシング等大胆な施策が必要となることから、雇用形態の多様化・処遇の多様化等、選択肢の多様化に配慮していく考えである」との見解を述べた。NTT 労組はこれに対し、「本日会社側が雇用確保についての具体的な見解が明らかとなったことについては評価し、受け止めたい。…東西会社等の 3 カ年経営計画等の今後の協議を進めるに当たっては、さらなる大胆なグループ内人員再配置が不可欠であり、持株会社は今こそ、統括・調整機能を発揮するとの積極的且つ明確な姿勢を示すべきである」と厳しい態度で応答した。

- (4) 平成 13 年 4 月 6 日、NTT は、上記 NTT 労組の姿勢を受けて、同労組に対し、「3 カ年経営計画・平成 13 年度事業計画における各社計画のポイント」を正式に提示した。その中には「東西地域会社の構造改革の推進」として、①厳しい財務状況にある東西地域会社において聖域を設けることなくコスト構造の抜本的改革に取り組む、②そのため東西地域会社の本体機能を企画・戦略、法人営業等に特化し、設備系保守、故障修理等の業務は、地域会社に設立する子会社等へアウトソーシングする旨が記載されていた。

4 大阪府労委平成 10 年(不)第 79 号事件に係る大阪府労委の命令書交付

- (1) 平成 13 年 8 月 10 日、大阪府労委は平成 10 年(不)第 79 号事件について、命令書を発した。この命令書で、大阪府労委は、①旧 NTT の(組合に対する電報事業の正式合理化提案の時期が合理的な理由なく全電通と比べて大幅に遅れたこと、及び、提案以後の団交を形式的なものにとどめ、団交を事実上有名無実なものとし、事前研修の提案・協議及び合理化案に関する協議に誠実に応じなかったことは、労働組合法第 7 条第 2 号及び第 3 号に違反する不当労働行為に該当する、②平成 10 年 7 月 1 日付け配転は不当労働行為に該当しないと判断した。

また、同命令において、①旧 NTT は、再編成により実質的には、NTT 事業 3 社及び持株会社たる NTT の 4 社に分割されたとみるのが相当であり、旧 NTT の不当労働行為責任は、NTT 事業 3 社に対する株式の引受けと保有及び助言、あっせん等の機能を有する NTT(持株会社)及び電気通信事業を引き継ぐとともにその運営のため組合員を含む旧 NTT 従業員の雇用関係や労使関係を引き継いだ NTT 事業 3 社の 4 社が引き継いだものと判断するのが相当である、②旧 NTT の行った本件配転命令は不当労働行為とは認められないが、配転に先立つ団交に関しては不当労働行為が認められ、その責任は団交当事者であった旧 NTT 及び

同関西支社の経営機能を引き継いだ NTT 及び NTT 西日本が負うべきである、③ NTT 西日本は現に組合員を含む旧 NTT 従業員を引き継いでおり、労使間の問題を具体的かつ直接的に調整する立場にあるから、NTT 法改正法の規定に基づき郵政省に認可された実施計画に本件を含む不当労働行為救済申立事件が記載されていないことをもって、NTT 西日本は旧 NTT の不当労働行為責任を引き継がず、本件被申立人適格がないとはいえない、④組合は、団交に関する差別的取扱いの禁止、誠実団交応諾、団交拒否の禁止を求めるが、主文(文書交付)の救済をもって足りるとして、NTT 及び NTT 西日本に対して誓約文の手交のみを命じた。

- (2) 組合は NTT に対して、平成 13 年 8 月 21 日付け文書で、議題を「大阪府地方労働委員会平成 10 年(不)第 79 号事件の地労委命令に関する件」とする団交を申し入れ(本件団交申入れ)、同月 23 日までに文書で回答するよう求めた。
- (3) 平成 13 年 8 月 23 日、組合が NTT 第五部門担当課長に前記の同月 21 日付けの団交申入れについて質したところ、同課長は、NTT は、「団交には応じず、大阪府労委命令(平成 10 年(不)第 79 号事件)については、再審査申立てを行う。」旨返答した。

同日、NTT 及び NTT 西日本は連名で、当委員会に再審査申立て(中労委平成 13 年(不再)第 41 号事件)を行った。

なお、組合は、NTT 西日本に対しても同様の議題で団交を申し入れていたが、両者間では同月 22 日に団交が開催された。

- (4) NTT は組合に対し、平成 13 年 8 月 23 日付けの文書を郵送し、NTT が大阪府労委平成 10 年(不)第 79 号事件命令について再審査申立てを行ったこと、及び NTT は組合の申し入れた団交に応じる考えはないとの考えを明らかにした。
- (5) 組合は、NTT に対して、平成 13 年 8 月 30 日付け文書で、議題を「大阪府地労委平成 10 年(不)第 79 号事件の命令に関して」と記載した団交を再度申し入れた。同文書には、団交申入れの理由として、①地方労働委員会の命令は使用者側の再審査申立てにより履行停止になるものではない、②労使の話し合いにより早期解決を図りたい旨記載されていたが、NTT は、これに応じなかった。組合は、同年 9 月 13 日付け文書、及び同年 10 月 31 日付け文書でも議題を同様に記した団交を繰り返し申し入れた。その間、組合の窓口担当である X2 執行委員と NTT の窓口担当部長(以下「担当部長」という。)とは、4 回程電話折衝を行ったが、その中で、X2 執行委員は「団交では、団交申入書に記載した和解を含めた命令に関する議題のみならず、その他の労働条件等についても話し合いをしたい」旨を口頭で申し入れ、これに対し、担当部長は「命令そのものについて

当事者として話し合うことであれば理解できるが、一般的な労使関係を含めた団交には応じられない」旨述べた。

NTTは、本件審問終結時に至るまで、団交に応じていない。

- (6) 平成13年11月16日、組合は、NTTを被申立人として、①大阪府労委平成10年(不)第79号事件命令を議題とする団交応諾、②謝罪文の掲示(上記①に関して)を求めて、大阪府労委に平成13年(不)第77号事件を申し立てた。

5 事業構造改革の体制及び実施

- (1) 平成13年4月16日、NTTのY1社長は、記者会見を行い、「NTTグループ新3カ年経営計画(2000～2002年度)」を正式発表し、「(大量の人員を抱える)東西地域会社の問題は再編以来のグループ全体の構造改革にかかわる問題である。」として、地域別に設立する業務委託会社への数万人規模の異動と、グループ各社への転籍を大幅に上積みする方針を表明した。
- (2) 同13年8月、NTTのY1社長は、文藝春秋8月号のインタビュー記事「巨像NTTはどこへ行く」において、「NTTグループの各企業には『最後は持株会社の社長に任せろ。お前たちが勝手に判断してもわからない』と日頃から言い聞かせています。時代の潮目を見て、打って出るか、一時的に引いてみるか、を判断するのは持株会社に任せてもらっているんです。」「まず人件費コストを減らさないことには、赤字問題を解決できない。…そこで次善の策として、99年(11年)秋から東西会社の社員4千人を動かして、ドコモやデータに回すことにしました。人の多い企業から、景気のいい企業へ人を移すことにしたわけです。人の問題は難しいね。普通の企業がやろうと思ってもなかなかできないと思いますよ。NTTの場合は持株会社だから、その点は非常に有利で、グループ全体の利益を考えて判断できます」との見解を表明した。
- (3) 平成13年10月25日、NTT、NTT西日本及びNTT東日本は、連名で経営計画「当面の経営課題に対するNTTの取り組み」を公表した。

同計画の「NTTグループの構造改革の推進」と題する項目には、東西地域会社は、①平成11年7月1日(再編成時)～同14年度末で約2万8,000人の人員削減、②同12～14年度で約9,000億円の設備投資削減、③成果・業績重視の人事・賃金制度の導入(同13年4月以降)を柱とする「中期経営改善施策(同11年11月発表)」を既に実施中であるが、これに加えて、下記①及び②のとおりグループ一丸となってNTT東西の自立化を図るために抜本的な「構造改革」を実施する予定である。労働条件に関わる事項については、現在、労組と年内決着を目指して交渉中であり、具体的内容や収支改善効果等については、別途公表するとし、

① 業務の抜本的なアウトソーシングと雇用形態の多様化による人的コストの低減

ア NTT 東西の概ね半数以上の社員(6 万人程度)、既存子会社を含めれば 10 万人程度をアウトソーシング会社へ移行

イ 51 歳以上の移行社員は、NTT 東西を退職し、15~30%減の賃金水準でアウトソーシング会社で再雇用する仕組みを導入

② グループ内人員再配置の更なる推進

NTT 東西からグループ各社への人員再配置を、既存計画の 4,000 名程度から 6,500 名程度に拡大として、NTT 東西の社員のアウトソーシング会社への移行やグループ各社への人員再配置により、NTT 東西の「構造改革」を行う計画(以下「社員移行等計画」という。)が明記されていた。

(4) 平成 13 年 11 月 22 日、NTT、NTT 西日本及び NTT 東日本は、連名で、「NTT 東西の構造改革」を公表した。同計画は、NTT 西日本及び NTT 東日本の財務基盤を立て直し、経営の自立化を図るため、グループ一丸となって抜本的な構造改革を推進するとしており、人的コストの削減の方策として次のとおり社員移行等計画に言及している。

① 業務の抜本的なアウトソーシングと雇用形態の多様化

ア これに伴い、NTT 東西社員の 6 割程度約 6 万人(東：約 2.5 万人、西：約 3.5 万人)、既存子会社を含めれば約 10 万人(東：約 3.9 万人、西：約 5.9 万人)をアウトソーシング会社へ移行

イ 51 歳以上の社員に対し、NTT 東西を退職しアウトソーシング会社に再雇用する仕組みを導入(初回は約 5.5 万人と想定、東：約 2.4 万人、西：約 3.1 万人)

ウ 再雇用者(51~60 歳)の賃金水準は地域別に 15~30%ダウン。これに対して、一定の激変緩和措置を講じる。

② グループ内人員再配置の更なる推進

NTT 東西からグループ各社への人員再配置を、既存計画の約 4,300 名(東：約 1,600 名、西：約 2,700 名)から約 6,500 名(東：約 2,700 名、西：約 3,800 名)に拡大

③ 希望退職者の増加

既存計画 8,200 名(東：約 3,200 名、西：約 5,000 名)に対して 1 万 6,400 名(東：約 6,400 名、西：約 10,000 名)退職

④ その他の労働条件見直し

成果、業績主義の徹底等のため、退職手当制度、特別手当制度、地域手当

等、転進援助制度、福利厚生等を見直す

- (5) 平成14年4月9日、大阪府労委は、組合が、NTT及びNTT西日本並びにエヌ・ティ・ティ・エムイー関西(以下「エムイー関西」という。)を被申立人として、再編成後のNTT西日本及びエヌ・ティ・ティ・エムイー関西の人事・給与制度の見直しに際し、提案内容、提案時期、団交開催時期について組合間差別を行った上で同制度を強行実施したことが不当労働行為であるとして、平成13年3月12日に救済申立てのあった大阪府労委平成13年(不)第15号事件について命令書を発した。この命令書の中で、大阪府労委は、NTT西日本及びエムイー関西に対する申立てを棄却するとともに、NTTが持株会社としてNTTグループの司令塔の役割を果たし、グループ各社の合理化や労働条件等の施策策定に深く関わっているとの組合主張に対し、①NTTに組合員は存在せず、②NTTがグループ各社の労働条件等に関与していたことの具体的な疎明がないとして、NTTに対する申立てを却下した。

ちなみに、組合は、上記命令に対する再審査申立て及び行政事件訴訟法上の取消訴訟の提起を行わず、上記命令は確定した。

- (6) 平成14年5月1日、NTT西日本及びNTT東日本は、前記(4)の「NTT東西の構造改革」に基づいて、約11万人の従業員を対象に「事業構造改革」と称する合理化(51歳以上の従業員の退職と賃下げを伴うアウトソーシング新設会社への再雇用等)を実施した。

6 大阪府労委平成13年(不)第77号事件に係る大阪府労委の命令書交付と組合の再審査申立て

- (1) 平成14年11月11日、大阪府労委は平成13年(不)第77号事件について、命令書を発した。この命令書で、大阪府労委は、①NTTが、雇用主であるNTT西日本と連名で公表した経営計画が組合員の労働条件に影響を及ぼしうることは認められるが、同経営計画の作成にあたりNTTが特段主導的な役割を担ったと認めるに足る疎明がないから、このことのみをもってNTTがNTT西日本従業員の労働条件を決定しうる地位にあるとみなすことはできず、そのほかに再編成後NTTがNTT西日本従業員の労組法上の使用者にあたるとみなしうる格別の疎明は見当たらない。しかしながら、NTTは旧NTTから引き継いだ大阪府労委平成10年(不)第79号事件の不当労働行為責任に関して、誓約文の手交義務を負う立場にあるものというべきである、②本件は、上記大阪府労委命令等を団交議題として記載しているが、組合は、団交を求める趣旨を、労使の話し合いにより早期解決を図るものであると説明するにとどまり、協議内容について具体的な提案を示したと認めるに足る疎明がないこと、及び、③当該命令はNTTは旧

NTT の不当労働行為責任を再編成によって引き継いだものとして誓約文の手交を命じたにとどまることを併せ考慮すれば、NTT が当該団交に応じないとしても不当労働行為に該当するとまではいえないとして申立てを棄却した。

- (2) 平成 14 年 11 月 19 日、組合はこれを不服として当委員会に再審査の申立て(中労委平成 14 年(不再)第 56 号事件)を行った。
- (3) 平成 15 年 3 月 31 日、当委員会の平成 13 年(不再)第 41 号事件の第 6 回調査において、NTT 西日本は、当該事件について、当事者である組合と NTT 西日本間で、今後の労使関係について、相互の信頼と理解を深めることに努め、労働条件事項に関する対応において、組合間差別の疑義が生じないように配意する旨の和解が成立したとして、同日付取下書を提出して再審査申立てを取り下げた。
- (4) 平成 15 年 7 月 25 日、当委員会は、中労委平成 13 年(不再)第 41 号事件の第 7 回調査において、同事件の審査と中労委平成 14 年(不再)第 56 号事件の審査(第 2 回調査まで終了)とを併合した。

なお、NTT は、同年 10 月 14 日の第 1 回審問において、NTT 西日本の初審及び再審査における主張・立証を援用した。

第 4 当委員会の判断

1 平成 13 年(不再)第 41 号事件について

NTT は、初審命令(大阪府労委平成 10 年(不)第 79 号事件)が電報事業合理化等に関する団交における旧 NTT の団交態度は不当労働行為に該当するとして、この点に関する文書交付を命じたことを不服として、前記第 2 の 1(1)のとおり主張する。これに対して、組合は、本件初審命令は正当であるとして、同 1(2)のとおり主張する。よって、以下判断する。

(1) 旧 NTT の組合に対する団交態度

当委員会も、本件における旧 NTT の組合に対する情報の提供、説明・協議等の団交態度については、労働組合法第 7 条第 2 号及び第 3 号に該当する不当労働行為であると判断する。この点に関する当委員会の判断は、初審命令(大阪府労委平成 10 年(不)第 79 号事件)理由の第 2「判断」の 3「不当労働行為の成否」(1)と同一であるのでこれを引用する(なお、アの「前記第 1. 2(1)、(3)、(6)、(7)、(8)、(11)、(12)、(14)、3(1)認定のとおり」を「前記第 3 の 2(1)認定のとおり」に、「前記第 1. 1(3)及び(4)認定のとおり」を「前記第 3 の 1(3)及び(4)認定のとおり」に改め、同 9 行目から 10 行目の「旧 NTT は組合に対して」の後に「本社團交で」を加え、イの「前記第 1. 2(15)及び(16)、3(1)(2)(3)(8)及び(13)認定のとおり」を「前記第 3 の 2(2)ないし(6)及び(8)認定のとおり」に改める)。

(2) NTT への不当労働行為責任の帰属

ア 再編成前に上記旧 NTT の行った不当労働行為責任を NTT が負うか否かについて検討する。

この点について、NTT は、再編成前の旧 NTT の不当労働行為上の使用者の責任は NTT 西日本に承継されるのであり、これが NTT に残される理由はない旨主張し、これに対し、組合は、不当労働行為責任は NTT に引き継がれた旨主張する。

イ 前記第 3 の 3(1) 及び(2) 認定のとおり、NTT 法改正法によれば、旧 NTT の再編成は、事業会社(地域会社及び長距離会社)として NTT 事業 3 社を新たに設立し、郵政大臣の定める基本計画に従い、事業会社ごとに実施計画を定め、この計画につき郵政大臣の認可を受けて、旧 NTT の営んでいる事業を引き継がせたものである。

したがって、旧 NTT の法人格や名称に変更はなかったのに対し(NTT は NTT 法改正法第 1 条で「会社」と呼ばれている。)、事業会社である東西地域会社及び長距離会社は「承継会社」と呼ばれ(同法附則第 3 条第 1 項)、「承継計画(=「実施計画」)において定められた事業並びに当該事業に係る権利及び義務」を旧 NTT から承継するものとされている(同法附則第 7 条)。

NTT 西日本に係る実施計画においては、訴訟については NTT 西日本に承継されたが、本件(大阪府労委平成 10 年(不)第 79 号事件)を含む労働委員会に係属中の不当労働行為事件については、承継対象事項として別紙には掲げられていない。

再編成の結果 NTT の事業にも変更があったことは確かであるが、上記再編成の法的な構成からいって、事業会社に承継されなかったものは NTT の所管に残存すると考えるほかない。

以上のことからすると、NTT は上記不当労働行為事件に関する責任を再編成以降も負うものである。

ウ さらに、再審査において NTT は、再編成前の旧 NTT の不当労働行為上の使用者の責任が NTT に残される理由はない旨主張しているが、前記第 3 の 2(11) 認定のとおり、初審の当事者追加申立ての審査において、NTT は、①労働委員会の不当労働行為の救済命令は行政処分に属するから、処分の対象者(被申立人)は行為者自身、すなわち再編成によって持株会社として存続している NTT であり、②NTT 西日本が会社設立以前の問題につき行為者でもないのに行政上の責任を問われる余地はない旨主張している。

加えて、当委員会の再審査に提出された NTT の会社側証人の陳述書によれ

ば、「労働委員会事件については、権利・義務の承継を規定する『再編成実施計画』にその扱いが明示されることがないまま、再編成を迎えることとなりました。従って、旧 NTT 一社時代の労働委員会事件につきましては、その事件の内容や本質が何であるかに関わりなく、そのまま引き続き、持株会社である NTT が引き受けざるを得なくなったのです。」と記載されており、同証人は当委員会の審問においても、「再審査被申立人側代理人：あなたの陳述書を見ますと、訴訟事件については地域会社に承継されることになったと、労働委員会事件については、承継されないで引き続き持株会社が担当するということになりましたという経過ですよ。会社側証人：はい。」と証言している。

エ 上記判断のとおり、NTT 法改正法等の諸規定等からすると、旧 NTT が作成した NTT 事業 3 社の実施計画の規定からみても不当労働行為事件は NTT 事業 3 社に引き継ぐとは明示されていなかったこと、初審・再審査における当事者追加に関する主張や各証拠上も NTT は本件については同社が責任を負うとしていたことが認められるものである。

したがって、本件における不当労働行為責任は NTT が負うというべきであり、これに反する NTT の主張は失当であり、一貫性を欠く。

なお、NTT 西日本が不当労働行為責任を承継するか否かに関しては、既に同社は本件再審査申立てを取り下げている(前記第 3 の 6(3))ことから判断するには及ばない。

(3) 救済方法等

NTT は、初審命令が将来も労使関係に立たない NTT に謝罪文の交付を命じたことは誤りである旨、また、NTT に対する本件申立ての救済利益は失われた旨主張する。他方、組合は、NTT に対する文書交付命令は制度の本旨にかなう旨主張する。よって、この点について判断する。

上記(2)に説示したとおり、本件における不当労働行為責任は NTT にあると判断される。また、前記第 3 の 3(3)及び(4)並びに 5(3)及び(4)認定のとおり、NTT は、現に NTT 労組との中央交渉や経営計画の立案・実施に積極的に取り組み、統括的、主導的立場を担っている。他方、再編成後の組合員の使用者である NTT 西日本と組合の間では、前記第 3 の 6(3)のとおり、「今後の労使関係について、相互の信頼と理解を深めることに努め、労働条件事項に関する対応において、組合間差別の疑義が生じないように配意する」旨の和解が成立していることから、再編成後の団交の進め方等については一応の解決が図られたと認められる。

これらの点を勘案すると、現時点における救済方法としては、正常な集团的

労使関係秩序を構築、確保するという観点から、本件不当労働行為に関する責任を明確にし、今後の労使関係の運営において考慮させることをもって足りると判断される。

- (4) 以上のとおりであるから、平成13年(不)第41号事件について、初審命令主文第1項を主文のとおり改め、NTTの本件不当労働行為に関する責任を確認する旨の命令を発することが相当である。

2 平成14年(不)第56号事件について

組合は、初審命令(大阪府労委平成13年(不)第77号事件)が、NTTが本件団交申入れに応じなかったことは不当労働行為には該当しないとして、本件申立てを棄却したことを不服として、前記第2の2(1)のとおり主張する。これに対して、NTTは、本件初審命令は正当であるとして、同2の(2)のとおり主張する。よって、以下判断する。

- (1) 本件団交申入れの経緯についてみると、前記第3の4(2)及び(5)認定のとおり、組合はNTTに対して、平成13年8月21日付け文書で「大阪府地方労働委員会平成13年(不)第79号事件の地労委命令に関する件」について団交を申し入れ、さらに、同年8月30日付け文書、同年9月30日付け文書及び同年10月31日付文書でも繰り返し団交を申し入れていることが認められる。また、前記第3の6(3)のとおり、当委員会の平成13年(不)第41号事件の再審査係属中である平成15年3月31日、NTT西日本は、「今後の労使関係について、相互の信頼と理解を深めることに努め、労働条件事項に関する対応において、組合間差別の疑義が生じないように配慮する」旨の和解が当事者間で成立したとして、同日付取下書を提出して同事件の再審査申立てを取り下げたことが認められる。

上記の経緯からすると、再編成後の組合員の使用者であるNTT西日本と組合との間では、今後の団交の進め方等については一応の解決が図られたと認められる。このように、組合にとっては再編成後の団交の進め方等については解決したといえること、またNTTについては、本件命令主文Iのとおり命じられることを勘案すると、当委員会としては、NTTと組合との間において、初審命令(大阪府労委平成10年(不)第79号事件)について重ねて団交を実施すべき特段の必要性の認められる場合に限り、NTTに対して団交応諾を命ずるべきものであると解する。

- (2) そこで、NTTに対する本件団交申入れについて、上記の特段の必要性が認められるか否かについて検討する。

この点について、組合はNTTに対する本件団交要求が具体的な提案を伴っているものである旨主張する。確かに、前記第3の4(5)認定のとおり、本件団交

申入れに関する事務折衝において、「団交では、団交申入書に記載した和解を含めた命令に関する議題のみならず、その他の労働条件についても話し合いをしたい」旨を申し入れたことが認められる。

しかしながら、この申入れをもって NTT 西日本との同案件に関する団交を重ねて、NTT に対し団交を申し入れる具体的な必要性があると認めることはできない。よって、本件において NTT に対し、団交を命ずべき特段の必要性を認めるに足りる疎明があったとはいえず、本件団交申入れに NTT が応じなかったことには正当な理由があるといわざるを得ない。

したがって、本件団交申入れに関する組合の救済申立てを棄却した初審命令の判断は結論において相当である。

なお、NTT は、本件において団交応諾義務ありとなれば再審査申立権が実質的に無意味となるなどとも主張するが、上記判断のとおり本件の団交拒否は正当理由があると判断されるので、この点について判断するまでもない。

3 結論

上記 1 及び 2 の判断のとおりであるから、大阪府労委平成 10 年(不)第 79 号事件に係る初審命令主文第 1 項を主文のとおり変更することとし、本件各再審査申立てを棄却することとする。

以上のとおりであるので、初審命令主文を主文のとおり変更するほかは、本件各再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第 25 条、第 27 条の 17 及び第 27 条の 12 並びに労働委員会規則第 55 条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成 18 年 2 月 15 日

中央労働委員会

第一部会長 山 口 浩一郎 ㊞